

令和元(2019)年度

財 政 白 書

令和3(2021)年3月

上三川町企画課

はじめに

この財政白書は、上三川町の令和元(2019)年度の普通会計の決算収支、歳入や歳出の状況についての説明資料として、令和元年度地方財政状況調査表を基に作成しています。

目次

1	普通会計決算の概要	
	(1) 令和元(2019)年度決算の特徴	1
	(2) 決算収支	2
2	歳入の状況	3
3	歳出の状況	
	(1) 目的別歳出	8
	(2) 性質別歳出	10
4	地方債の状況	13
5	債務負担行為の状況	15
6	積立金の状況	16
7	主な財政指標	
	(1) 標準財政規模	18
	(2) 財政力指数	19
	(3) 経常収支比率	20
	(4) 健全化判断比率等	21

1 普通会計決算の概要

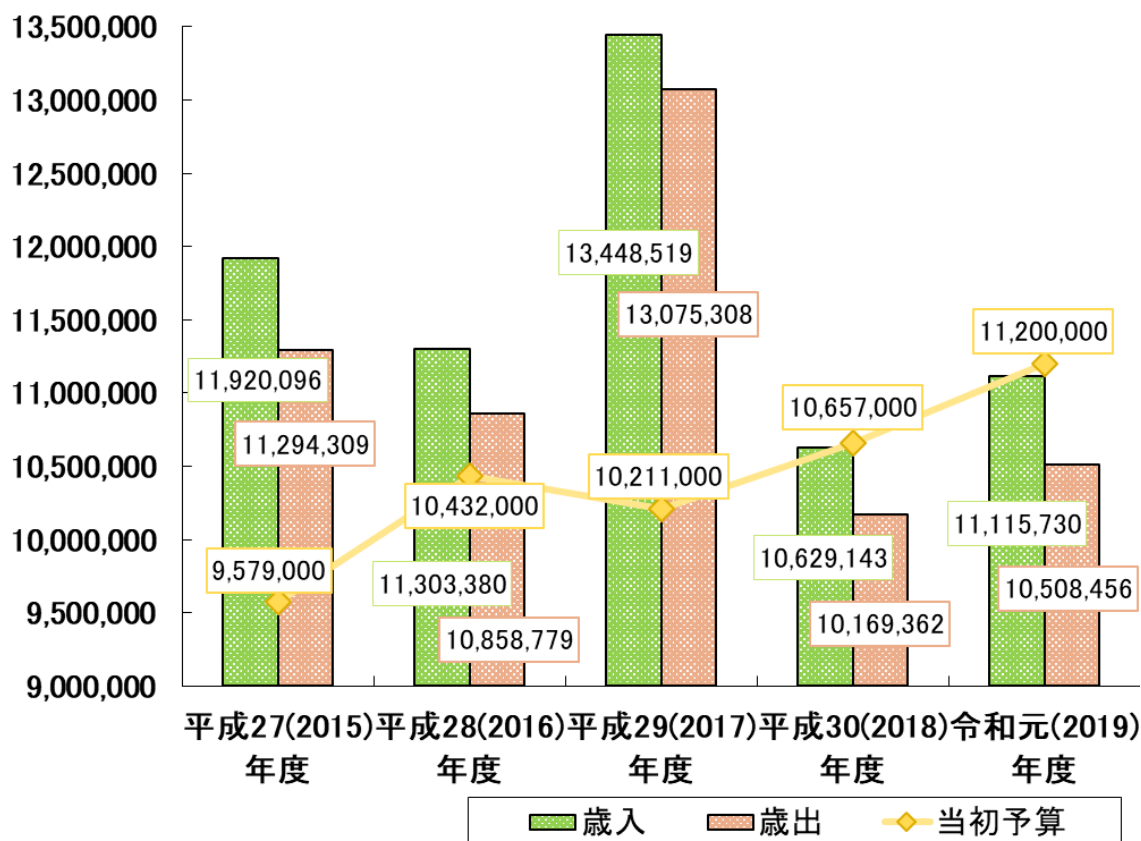
(1) 令和元(2019)年度決算の特徴

令和元年度決算は、令和4年度開催予定のいちご一会とちぎ国体に向けた体育センター改修事業や、新産業団地整備と併せた町道3-123号線整備等の道路整備事業などの実施により、歳入歳出決算額とも前年度比増額となっています。

また、平成30年度は2年ぶりに普通交付税の不交付団体となりましたが、令和元年度は再び交付団体となりました。

第1図 決算規模の推移

(単位：千円)



ことばの意味

- ★普通会計・・・普通会計とは、財政分析に使われる会計の区分で総務省の定める基準です。現在、当町で普通会計に当てはまるものは、『一般会計』のみとなります。
- ★一般会計・・・町行政の運営の基本となる会計で、町会計の中心となる会計です。なお、この財政白書上の各数値は、一般会計における集計値となります。
- ★特別会計・・・特定の事業を行うために、『一般会計』と区別して経理する会計です。当町では、『国民健康保険事業特別会計』、『介護保険事業特別会計』、『後期高齢者医療特別会計』、『農業集落排水事業特別会計』の4つの特別会計があります。
- ★公営企業会計・・・『一般会計』とは区別される、民間企業と同様な独立採算制をとっている事業会計のことで、当町では『水道事業会計』、『下水道事業会計』が該当になります。

(2) 決算収支

第1表 普通会計決算総括表

(単位：千円、%)

区 分	令和元(2019)年度			平成30(2018)年度	
	金額 (b)	増減額 (a-b)	増減率	金額 (b)	増減額 (a-b)
1 歳入総額	11,115,730	486,587	4.6	10,629,143	△ 2,819,376
2 歳出総額	10,508,456	339,094	3.3	10,169,362	△ 2,905,946
3 形式収支(1-2)	607,274	147,493	32.1	459,781	86,570
4 翌年度に繰り越すべき財源	170,886	78,076	84.1	92,810	80,315
5 実質収支(3-4)	436,388	69,417	18.9	366,971	6,255
6 単年度収支	69,417	63,162	1,009.8	6,255	△ 72,886
7 積立金	612	△ 48	△ 7.3	660	△ 1,606,800
8 繰上償還金	0	0	0.0	0	0
9 積立金取崩額	10,218	△ 98,782	△ 90.6	109,000	109,000
10 実質単年度収支(6+7+8-9)	59,811	161,896	△ 158.6	△ 102,085	△ 1,788,686

第2表 決算収支の推移

(単位：千円、%)

年度	歳 入		歳 出		実 質 収 支		単年度 収 支	実質単年度 収 支
	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率		
令和元(2019) 年度	11,115,730	4.6	10,508,456	3.3	436,388	18.9	69,417	59,811
平成30(2018) 年度	10,629,143	△ 21.0	10,169,362	△ 22.2	366,971	1.7	6,255	△ 102,085
平成29(2017) 年度	13,448,519	19.0	13,075,308	20.4	360,716	28.1	79,141	1,686,601
平成28(2016) 年度	11,303,380	△ 5.2	10,858,779	△ 3.9	281,575	△ 50.4	△ 286,449	△ 1,245,969
平成27(2015) 年度	11,920,096	13.1	11,294,309	13.2	568,024	12.7	63,957	1,724,269

平成30年度は、普通交付税が不交付となったほか地方税収入も減少してしまったため、基金を大きく取り崩すことで財源を確保しており、『実質単年度収支』では赤字となっていました。

しかし令和元年度は、普通交付税の交付団体となったこと及び臨時財政対策債【13 ページ参照】を発行したことで、地方税収入は引き続き減少傾向となったものの、基金の取崩し額は抑えることができました。これにより、『単年度収支』、『実質単年度収支』は共に黒字となっています。

ことばの意味

★実質収支・・・ 「形式収支」から「翌年度に繰り越すべき財源」を差し引いたもの。
ここが赤字になると、いわゆる『赤字団体』とされます。

★単年度収支・・・ 「当年度の実質収支」から「前年度の実質収支」を差し引いたもの。
前年度から引き継がれた収入・支出を除き、当該年度だけの収支を明らかにします。

★実質単年度収支・・・ 単年度収支の中からさらに、財政調整基金への積立金や取り崩した額などを増減し、計算したものです。

2 歳入の状況

第3表 歳入決算額の状況

(単位：千円、%)

区 分	令和元(2019)年度				平成30(2018)年度	
	決算額 (a)	構成比	増減額 (a-b)	増減率	決算額 (a)	構成比
1 地方税	6,004,379	54.0	△ 286,413	△ 4.6	6,290,792	59.2
2 地方譲与税	143,521	1.3	54	0.0	143,467	1.3
3 利子割交付金	2,828	0.0	△ 4,088	△ 59.1	6,916	0.1
4 配当割交付金	17,759	0.2	3,038	20.6	14,721	0.1
5 株式等譲渡所得割交付金	12,327	0.1	△ 968	△ 7.3	13,295	0.1
6 地方消費税交付金	604,893	5.4	△ 34,629	△ 5.4	639,522	6.0
(1) 地方消費税	368,038	3.3	△ 21,075	△ 5.4	389,113	3.7
(2) 社会保障財源化分	236,855	2.1	△ 13,554	△ 5.4	250,409	2.4
7 自動車取得税交付金	22,768	0.2	△ 28,791	△ 55.8	51,559	0.5
8 環境性能割交付金	7,163	0.1	7,163	皆増	-	-
9 地方特例交付金	64,243	0.6	35,502	123.5	28,741	0.3
10 地方交付税	383,619	3.5	258,531	206.7	125,088	1.2
(1) 普通交付税	203,029	1.8	203,029	皆増	0	0.0
(2) 特別交付税	180,590	1.6	55,502	44.4	125,088	1.2
11 交通安全対策特別交付金	3,909	0.0	278	7.7	3,631	0.0
小計(一般財源)	7,267,409	65.4	△ 50,323	△ 0.7	7,317,732	68.8
12 分担金及び負担金	97,893	0.9	△ 41,146	△ 29.6	139,039	1.3
13 使用料及び手数料	58,963	0.5	△ 1,404	△ 2.3	60,367	0.6
14 国庫支出金	1,363,507	12.3	258,488	23.4	1,105,019	10.4
15 県支出金	865,486	7.8	57,209	7.1	808,277	7.6
16 財産収入	10,770	0.1	△ 1,498	△ 12.2	12,268	0.1
17 寄付金	45,190	0.4	36,380	412.9	8,810	0.1
18 繰入金	54,294	0.5	△ 498,982	△ 90.2	553,276	5.2
19 繰越金	459,781	4.1	86,570	23.2	373,211	3.5
20 諸収入	45,537	0.4	2,793	6.5	42,744	0.4
21 地方債	846,900	7.6	638,500	306.4	208,400	2.0
小計(特定財源)	3,848,321	34.6	536,910	16.2	3,311,411	31.2
歳入合計	11,115,730	100.0	486,587	4.6	10,629,143	100.0
自主財源(1+11+12+15~19)	6,776,807	61.0	△ 703,700	△ 9.4	7,480,507	70.4
依存財源(2~10+13+14+20)	4,338,923	39.0	1,155,658	36.7	3,148,636	29.6

※ 端数処理の関係で、表内の計が合わないことがあります。

令和元年10月施行で、自動車取得税を廃止して環境性能割を導入する税制改正がされたことで、『環境性能割交付金』が新設されました。

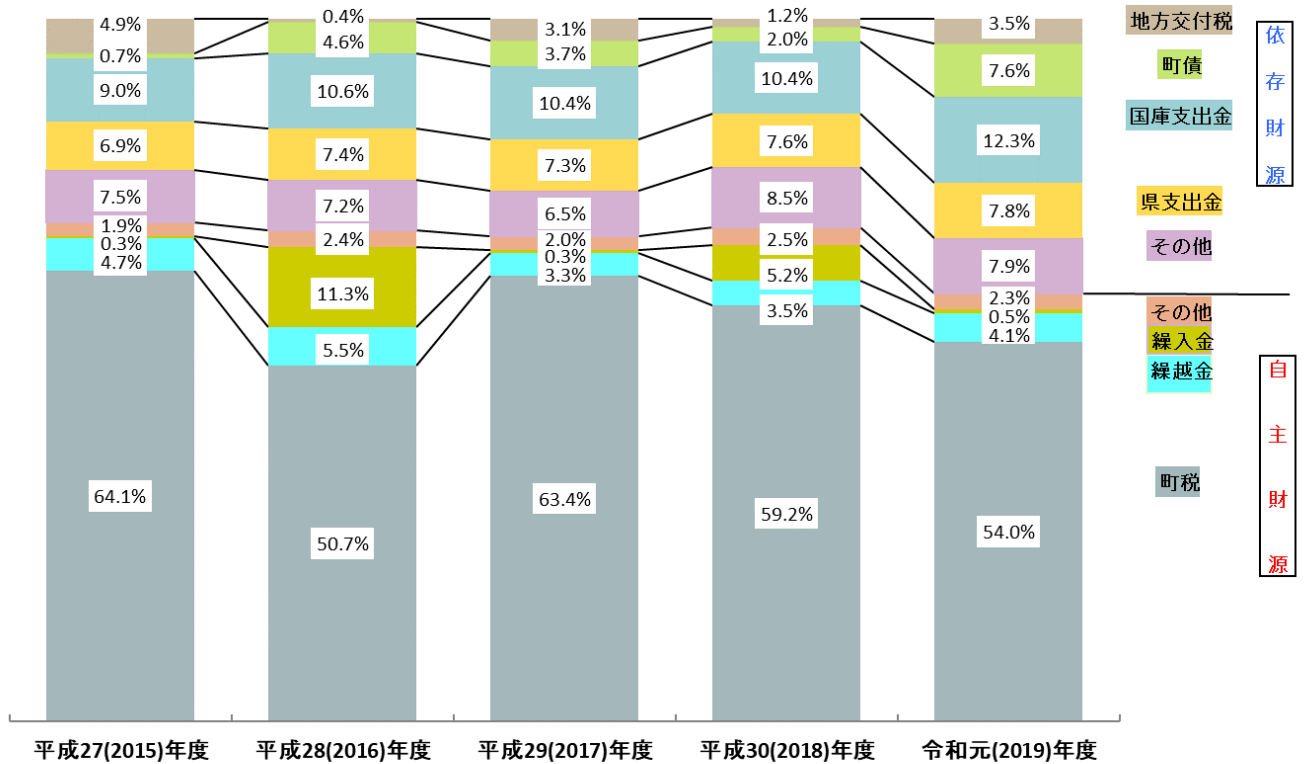
令和元年度は2年ぶりに普通交付税の交付団体となったことで、『地方交付税』は前年比増額となっています。また、普通交付税の代替措置である臨時財政対策債を5年ぶりに発行【470,000千円】したこと等で、『公債費』についても前年度比増額となっています。一方、基金の取崩し額を抑えられたことで『繰入金』は前年度から大きく減額となりました。

自主財源の割合が9.4ポイント減少したことは前段の要因もありますが、幼児教育・保育の無償化事業がスタートし、社会保障経費は更に増加していく傾向にある中で、今後も国や県からの交付金等は欠かせない財源であると言えます。

ことばの意味

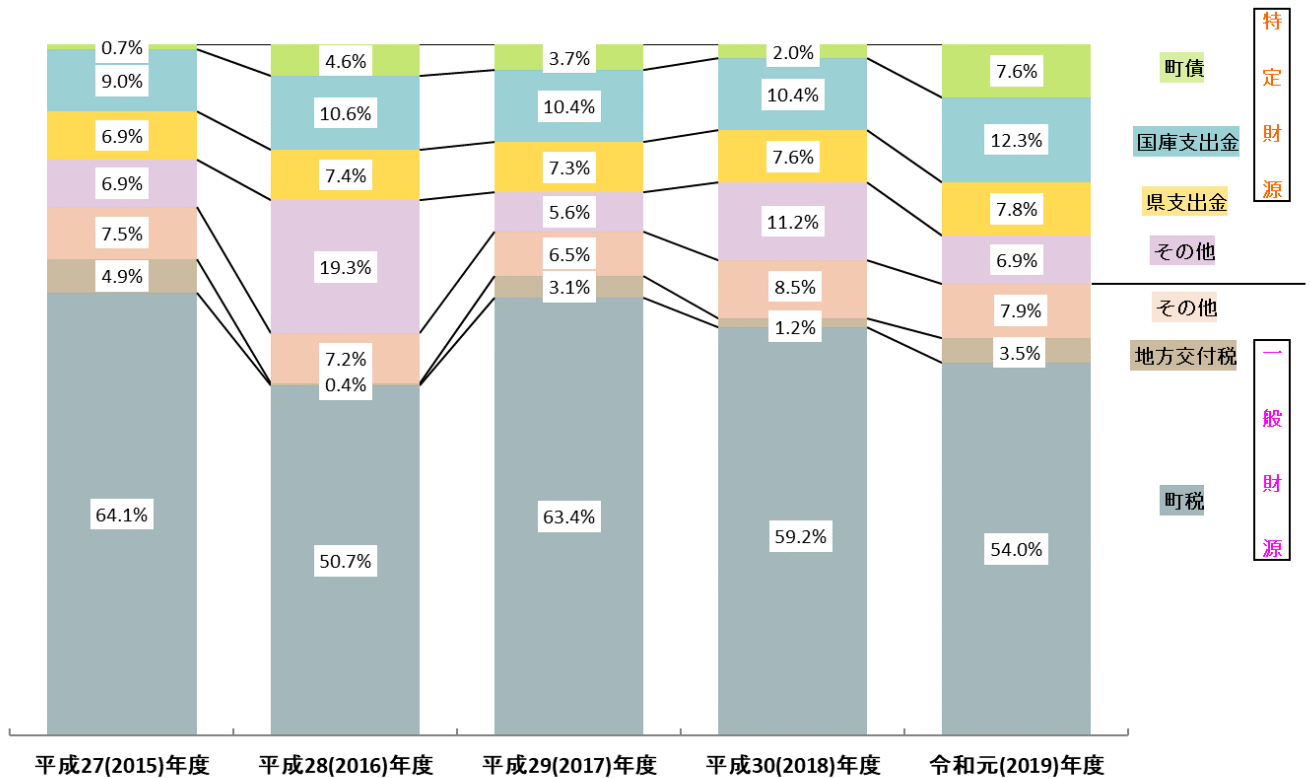
- ★地方譲与税・・・ 国税の一部から町に譲与されるお金。道路の延長や面積を基準に交付される地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税などがあります。
- ★〇〇〇交付金・・・ 皆さんが納めている国税（消費税や所得税など）や県税（自動車取得税）から、町に配分されてくる税金。
- ★地方交付税・・・ 全国の市町村で同じ行政サービスが受けられるように、国から配分されるお金。普通交付税と特別交付税の2種類があります。
- ★国庫／県支出金・・・ 特定の事業実施のため、その使い道が指定されて、国や県から渡されるお金。
- ★財産収入・・・ 町有地の払い下げによる収入や基金（貯金）の利子収入。
- ★繰入金・・・ 積み立てていた基金（貯金）を取り崩して、予算に繰り入れるお金。
- ★繰越金・・・ 前年度決算により残ったお金。
- ★地方債・・・ 町が事業を行う場合に、その不足資金を調達するために、長期間、銀行などから借り入れるお金。借金（ローン）のこと。
- ★特定財源・・・ その使い道が決められている財源。
- ★一般財源・・・ どのような経費にも使える財源。
- ★依存財源・・・ 国や県の基準等により交付される財源。
- ★自主財源・・・ 町が自主的に調達できる財源。

第2図 歳入構成の推移(その1)



※ 端数処理の関係で、各年度の合計が100.0%にならないことがあります。

第3図 歳入構成の推移(その2)



※ 端数処理の関係で、各年度の合計が100.0%にならないことがあります。

第4表 町税の状況

(単位：千円、%)

区 分	令和元(2019)年度				平成30(2018)年度	
	決算額 (a)	構成比	増減額 (a-b)	増減率	決算額 (a)	構成比
一 普通税	5,783,709	96.3	△ 290,762	△ 4.8	6,074,471	96.6
(1) 市町村民税	2,393,323	39.9	△ 325,951	△ 12.0	2,719,274	43.2
(7) 個人分	1,781,139	29.7	14,553	0.8	1,766,586	28.1
(4) 法人分	612,184	10.2	△ 340,504	△ 35.7	952,688	15.1
(2) 固定資産税	3,022,355	50.3	32,720	1.1	2,989,635	47.5
(7) 純固定資産税	3,018,698	50.3	32,755	1.1	2,985,943	47.5
① 土地	993,152	16.5	△ 5,758	△ 0.6	998,910	15.9
② 家屋	1,098,806	18.3	50,264	4.8	1,048,542	16.7
③ 償却資産	926,740	15.4	△ 11,751	△ 1.3	938,491	14.9
(4) 交付金	3,657	0.1	△ 35	△ 0.9	3,692	0.1
(3) 軽自動車税	91,285	1.5	5,370	6.3	85,915	1.4
(4) 市町村たばこ税	276,746	4.6	△ 2,901	△ 1.0	279,647	4.4
二 目的税	220,670	3.7	4,349	2.0	216,321	3.4
(1) 都市計画税	220,670	3.7	4,349	2.0	216,321	3.4
合 計	6,004,379	100.0	△ 286,413	△ 4.6	6,290,792	100.0

※ 端数処理の関係で、表内の計が合わないことがあります。

町税収入の総額としては、前年度と比較して減額となりました。

特に、『市町村民税』のうち「法人分」が前年度から大きく減額となっており、町内企業を取り巻く状況は依然厳しいものとなっています。

『固定資産税』のうち「土地」分については、住宅地評価の下落修正に伴い減収となりました。一方で、「家屋」分については、新築住宅数の増加によって増収となっています。また、「償却資産」分については企業の新たな設備投資が低調となったこと等により減収となっています。

『都市計画税』は、都市計画事業等に要する費用に充てるため、都市計画区域として指定されたもののうち市街化区域内に所在する土地及び家屋に対し課することができる目的税であり、市街化区域に土地や家屋を所有している方に納付いただいているものです。令和元年度収入の使いみちについては、下記に掲載しています。

『市町村たばこ税』については、売上本数の減少から前年度比減額になっています。

『軽自動車税』については、登録台数の増により前年度比増額となりました。

【平成元(2019)年度 都市計画税収入とその使いみち】

◆都市計画税収入

2億2,067万66円（現年課税分：2億1,695万6,180円、滞納繰越分：371万3,866円）

◆都市計画税の使いみち

◇一般会計 起債償還 487万3,439円

※過去に実施した都市計画事業（蓼沼親水公園整備事業）の借金の返済

◇公共下水道整備事業 1,002万4,904円

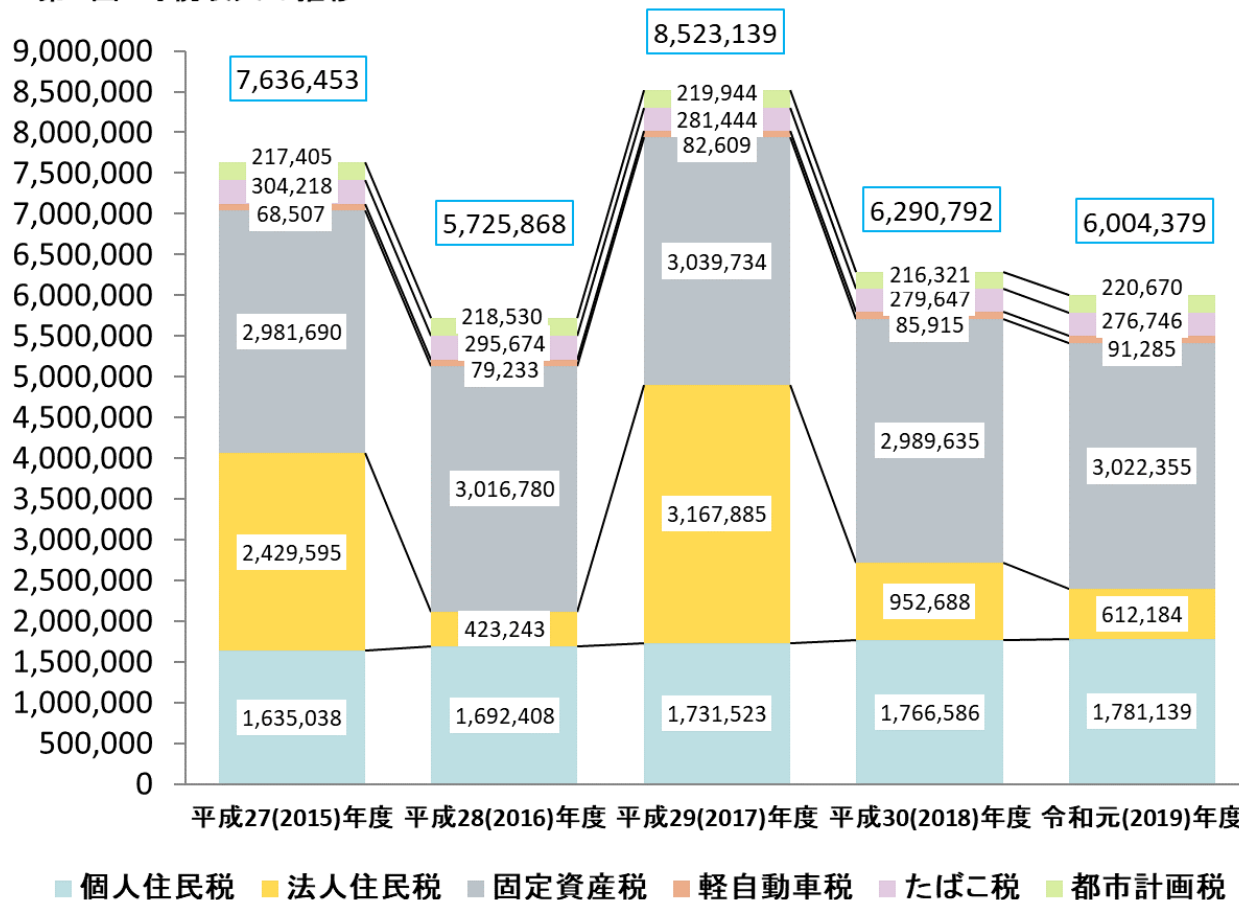
※都市計画法第59条の認可を受けた都市計画事業（武名瀬川排水区整備等）

◇公共下水道事業特別会計 起債償還 2億577万1,723円

※過去に実施した都市計画事業（下水道整備事業（汚水・雨水））の借金の返済

第4図 町税収入の推移

(単位：千円)



※ 端数処理の関係で、合計が合わないことがあります。

『法人住民税』については、平成27年度と平成29年度に大幅に増額となりました。主に町内大企業からの税収によるものですが、この法人町民税収の多寡が、そのまま町税収入全体の増減にも大きく影響するのが当町の特徴と言えます。

『固定資産税』について、平成27年度と平成30年度が評価替え年度（3年毎）にあたりますが、土地の評価下落等により、前年度より減収する結果となりました。しかし、町税収入全体に占める割合は非常に大きく、一定額の収入が見込めることから、当町における町税収入の根幹となっています。

『都市計画税』の課税対象となる土地と家屋（市街化区域内）も、固定資産税における評価額を元に算出しているため、固定資産税の収入割合と同様の推移をたどることになります。

『軽自動車税』は、平成28年度において税率改正がありました。標準税率の引き上げ及び経年車に係る重課税の導入により、税収が増加しています。

『たばこ税』は、売上本数が年々減少しており、税収は減少傾向にあります。

3 歳出の状況

目的別歳出

歳出を分類する場合、「目的別」・「性質別」の2種類で分類することが出来ます。「目的別」では行政目的（仕事の内容）で分類するので、町の仕事のどの分野に重点的にお金がかけられているかが分かります。

第5表 目的別歳出決算額の状況

(単位：千円、%)

区 分	令和元(2019)年度				平成30(2018)年度	
	決算額 (a)	構成比	増減額 (a-b)	増減率	決算額 (a)	構成比
1 議会費	116,694	1.1	△ 871	△ 0.7	117,565	1.2
2 総務費	1,117,435	10.6	△ 117,525	△ 9.5	1,234,960	12.1
3 民生費	3,550,537	33.8	118,719	3.5	3,431,818	33.7
4 衛生費	962,349	9.2	△ 136,657	△ 12.4	1,099,006	10.8
5 労働費	18	0.0	△ 82	△ 82.0	100	0.0
6 農林水産業費	518,944	4.9	△ 57,724	△ 10.0	576,668	5.7
7 商工費	107,907	1.0	41,109	61.5	66,798	0.7
8 土木費	1,477,213	14.1	257,787	21.1	1,219,426	12.0
9 消防費	544,297	5.2	12,835	2.4	531,462	5.2
10 教育費	1,297,453	12.3	233,328	21.9	1,064,125	10.5
11 災害復旧費	22,156	0.2	22,156	皆増	0	0.0
12 公債費	793,453	7.6	△ 33,981	△ 4.1	827,434	8.1
13 諸支出金	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合 計	10,508,456	100.0	339,094	3.3	10,169,362	100.0

※ 端数処理の関係で、表内の計が合わないことがあります。

『総務費』が前年度から大きく減額となっていますが、平成30年度は、過年度に納付された税の還付金とそれに伴う加算金の支出額が大きかったこと【△104,784千円】等が要因となっています。

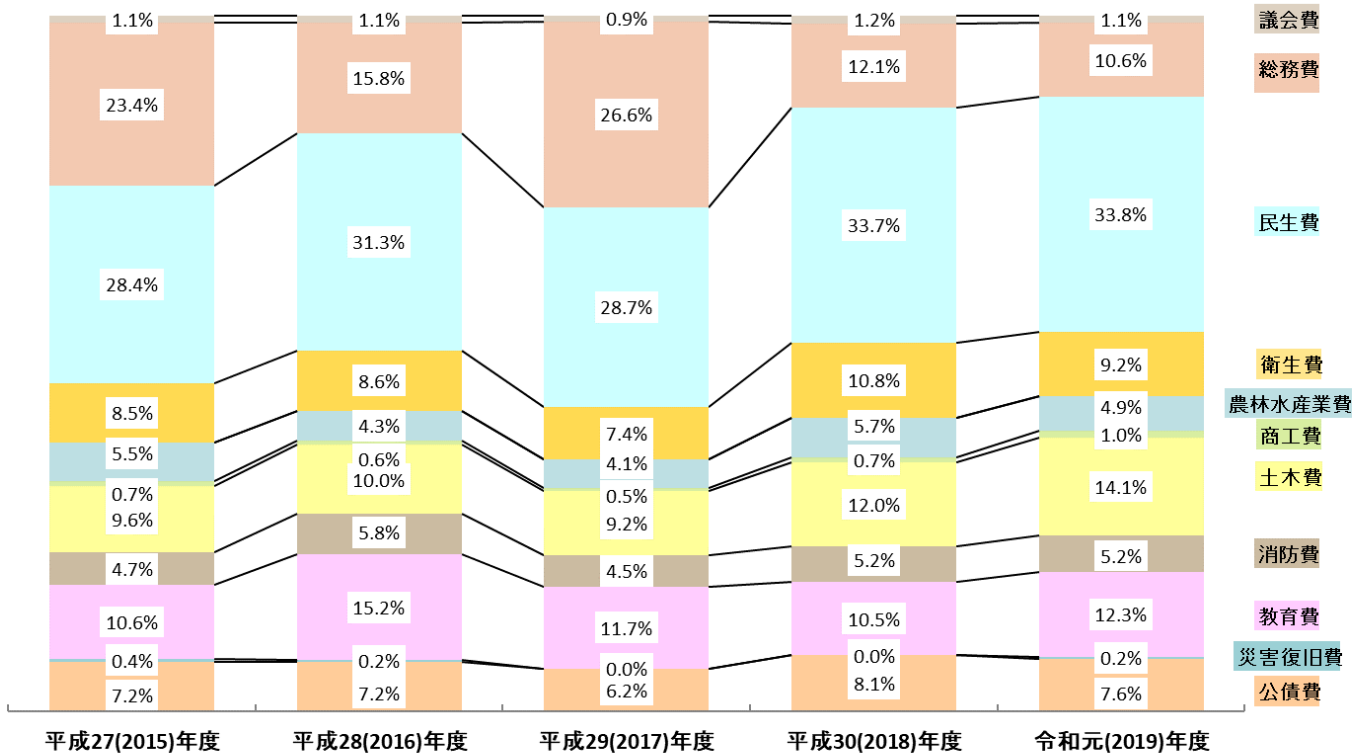
『衛生費』についても減額となっており、クリーンパーク茂原等のごみ処理施設の運営経費として支払っている、宇都宮市への負担金の規模【△176,406千円】等によります。

前年度からの増減額が最も大きいのは『土木費』で、約2億5,779万円の増額となっています。社会資本整備総合交付金を利用して進めている道路整備事業【+229,713千円】について、新産業団地整備と併せた町道3-123号線整備を実施していること等から、事業費が増加しています。

『教育費』は、令和4年度開催予定のいちご一会とちぎ国体に向けた体育センター改修事業【+146,390千円】により、前年比増額となっています。

構成比の割合では、上位3項目は『民生費』・『土木費』・『教育費』の順になります。特に『民生費』は、社会保障に対する経費が年々増加傾向にあることに加え、令和元年10月から開始した幼児教育・保育の無償化事業により、保育所や認定こども園等への給付費が増加しており、前年比でも増額となっています。

第5図 目的別歳出構成の推移



※ 端数処理の関係で、各年度の合計が100.0%にならないことがあります。

ことばの意味

- ★議会費・・・議員報酬等の議会運営に要する費用。
- ★総務費・・・税金徴収や戸籍事務、まちづくり等のために要する費用。
- ★民生費・・・保育所の運営等の子育て支援や高齢者・障がい者の生活支援等に要する費用。
- ★衛生費・・・健康診査や予防接種、ゴミ収集等に要する費用。
- ★農林水産業費・・・上三川町農業公社への補助など、農業振興のために要する費用。
- ★商工費・・・上三川町商工会への補助など、中小企業の振興のために要する費用。
- ★土木費・・・道路や橋、公園等の管理および整備に要する費用。
- ★消防費・・・石橋地区消防組合への負担金や町消防団の運営等に要する費用。
- ★教育費・・・学校教育や幼稚園の運営、スポーツ・文化振興等に要する費用。
- ★災害復旧費・・・地震や台風等の自然災害の対応に要する費用。
- ★公債費・・・地方債（借金）返済のための費用。

(2) 性質別歳出

「性質別」では人件費や物件費といった経済的性質に分類することで、財政の健全度等を把握することが出来ます。

「義務的経費」とは、支出することが制度的に義務づけられていて、削減のしにくい経費のことです。この割合が大きくなっていくと財政運営が硬直化傾向にあるとされます。

また、「投資的経費」とは、道路や建物など形として残るものに使われる経費のことです。一方、支出の効果が短期間で終わり、形として残らないものに使われる経費が「消費的経費」です。

第6表 性質別歳出決算額の状況

(単位：千円、%)

区 分	令和元(2019)年度				平成30(2018)年度	
	決算額 (a)	構成比	増減額 (a-b)	増減率	決算額 (a)	構成比
1 人件費	1,554,294	14.8	28,645	1.9	1,525,649	15.0
2 物件費	1,651,070	15.7	61,255	3.9	1,589,815	15.6
3 維持補修費	28,267	0.3	3,023	12.0	25,244	0.3
4 扶助費	2,399,779	22.8	201,321	9.2	2,198,458	21.6
5 補助費等	1,478,898	14.1	230,874	18.5	1,248,024	12.3
6 普通建設事業費	1,290,653	12.3	252,956	24.4	1,037,697	10.2
(1) 補助事業費	300,602	2.9	103,076	52.2	197,526	2.3
(2) 単独事業費	990,051	9.4	149,880	17.8	840,171	7.9
7 災害復旧事業費	22,156	0.2	22,156	皆増	0	0.0
8 公債費	793,453	7.6	△ 33,981	△ 4.1	827,434	8.1
9 積立金	105,107	1.0	2,524	2.5	102,583	1.0
10 投資及び出資金	97,703	0.9	47,684	95.3	50,019	0.5
11 繰出金	1,087,076	10.3	△ 477,363	△ 30.5	1,564,439	15.4
合 計	10,508,456	100.0	339,094	3.3	10,169,362	100.0
義務的経費(1+4+8)	4,747,526	45.2	195,985	4.3	4,551,541	44.7
任意的経費(2+3+5+6+7+9~11)	5,760,930	54.8	143,109	2.5	5,617,821	55.3
消費的経費(1~5)	7,112,308	67.7	525,118	8.0	6,587,190	64.8
投資的経費(6+7)	1,312,809	12.5	275,112	26.5	1,037,697	10.2
その他の経費(8~11)	2,083,339	19.8	△ 461,136	△ 18.1	2,544,475	25.0

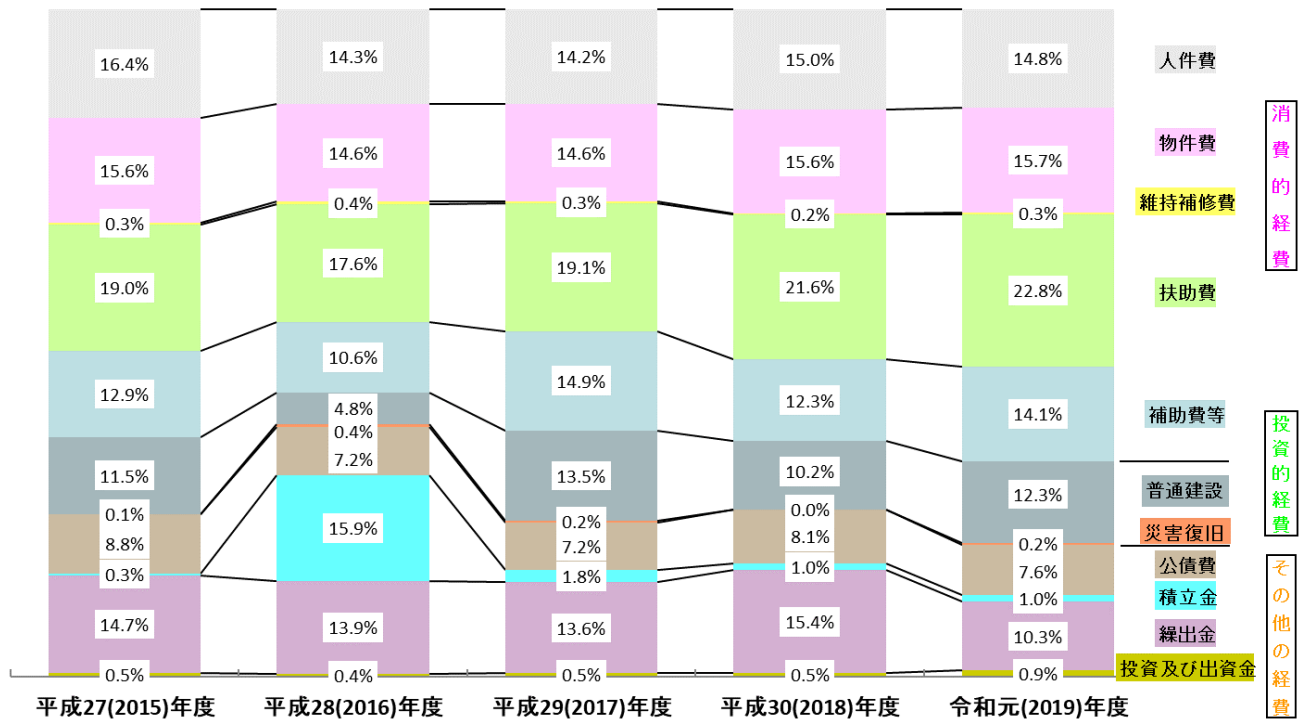
※ 端数処理の関係で、表内の計が合わないことがあります。

構成比が最も大きいのは『扶助費』となっています。社会保障に対する経費が年々増加傾向にあることに加え、令和元年10月から開始した幼児教育・保育の無償化事業により、保育所や認定こども園等への給付費が増加しています。子育て支援や障がい福祉サービス等の需要は今後も増していく見込みであり、この経費は今後も増加し続けることが懸念されます。

『普通建設事業費』については、体育センター改修事業や、町道3-123号線整備等の道路整備事業などの実施により、前年度比増額となっています。

『繰出金』が前年度から大きく減少していますが、令和元年度から地方公営企業法適用の企業会計へと移行した下水道事業会計に対しての支出が、繰出金ではなく補助金や出資金による形となったため、『補助費等』及び『投資及び出資金』が増額となっています。

第6図 性質別歳出構成の推移



※ 端数処理の関係で、各年度の合計が100.0%にならないことがあります。

ことばの意味

- ★物件費・・・公共施設管理のための委託費や消耗品・光熱水費などの事務的な経費。
- ★維持補修費・・・公共施設や公用車等の維持修繕費用。
- ★扶助費・・・児童医療費の助成や高齢者・障がい者の生活支援等。
- ★補助費等・・・各種団体（消防・救急医療・葬祭場・自治会等）への負担金や活動支援等。
- ★普通建設事業費・・・道路や河川、学校などの整備・改修工事費用。
- ★積立金・・・基金への貯金。
- ★繰出金・・・保健医療特別会計や農業集落排水事業特別会計への支出。
- ★投資及び出資金・・・水道事業会計や下水道事業会計への支出等。

第7表 普通建設事業費目的別内訳

(単位：千円、%)

区 分	令和元(2019)年度				平成30(2018)年度	
	決算額 (a)	構成比	増減額 (a-b)	増減率	決算額 (a)	構成比
1 議会費	0	0.0	0	0.0	0	0.0
2 総務費	28,158	2.2	△ 22,985	△ 44.9	51,143	4.9
3 民生費	77,398	6.0	△ 12,735	△ 14.1	90,133	8.7
4 衛生費	117,663	9.1	△ 70,393	△ 37.4	188,056	18.1
5 労働費	0	0.0	0	0.0	0	0.0
6 農林水産業費	74,770	5.8	△ 7,657	△ 9.3	82,427	7.9
7 商工費	0	0.0	0	0.0	0	0.0
8 土木費	754,237	58.4	242,789	47.5	511,448	49.3
(1) 道路橋梁費	496,750	38.5	235,473	90.1	261,277	25.2
(2) 都市計画費	158,087	12.2	21,733	15.9	136,354	13.1
(3) 住宅費	29,554	2.3	1,535	5.5	28,019	2.7
(4) その他	69,846	5.4	△ 15,952	△ 18.6	85,798	8.3
9 消防費	3,864	0.3	△ 10,796	△ 73.6	14,660	1.4
10 教育費	234,563	18.2	134,733	135.0	99,830	9.6
(1) 小学校費	12,416	1.0	△ 8,718	△ 41.3	21,134	2.0
(2) 中学校費	14,779	1.1	△ 1,011	△ 6.4	15,790	1.5
(3) その他	207,368	16.1	144,462	229.6	62,906	6.1
11 諸支出金	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合 計	1,290,653	100.0	252,956	24.4	1,037,697	100.0

※ 端数処理の関係で、表内の計が合わないことがあります。

『衛生費』について、計上された経費のうち大部分を占めるのが、宇都宮市への負担金として支出しているごみ処理施設の運営経費のうち、新最終処分場（エコパーク下横倉）の建設費用分【114,927千円】です。平成30年度から建設工事を進めており、2か年に渡って支出していますが、前年度比では減額となっています。

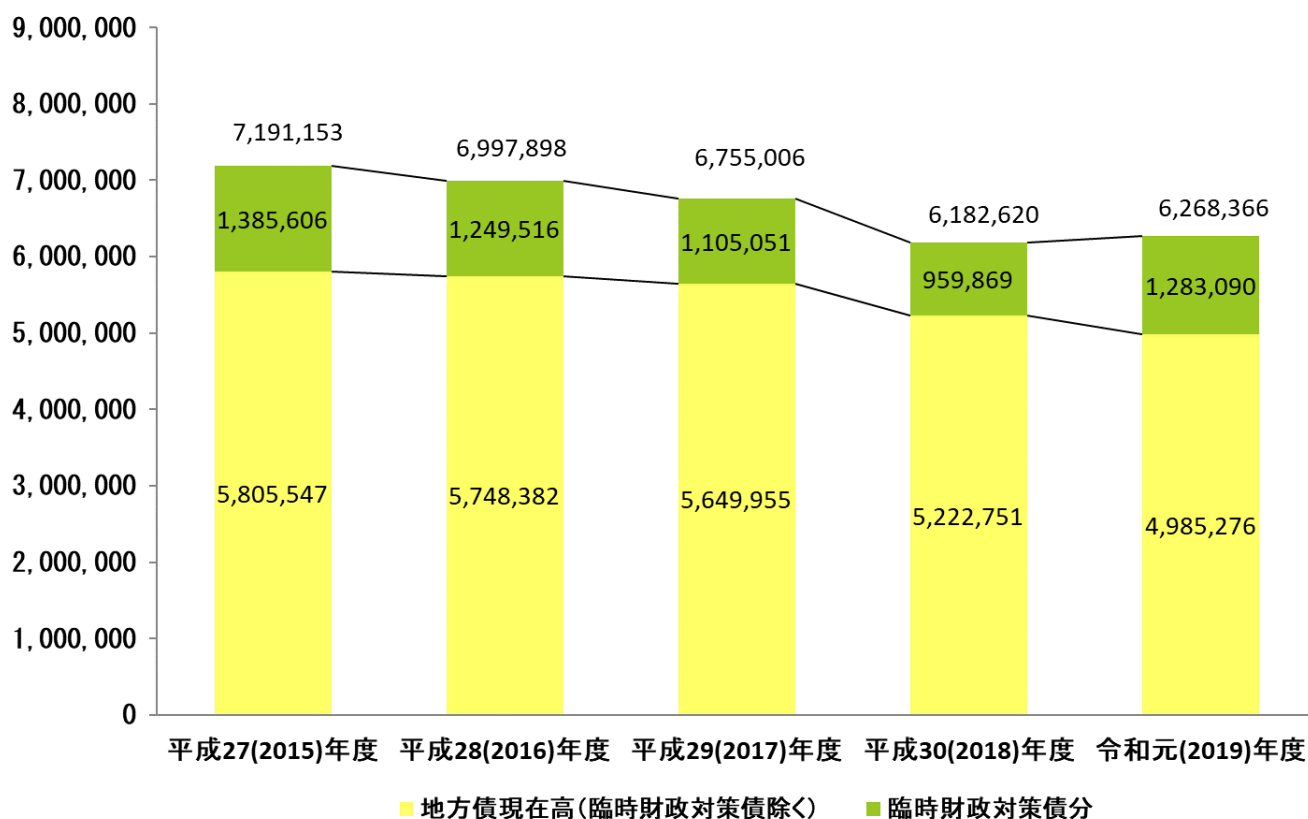
『土木費』については、道路整備事業費の増により、主に「道路橋梁費」が大きく増額となっています。新産業団地の整備と併せて実施している町道3-123号線整備等によります。

『教育費』のうち「その他」は、令和4年度開催予定のいちご一会とちぎ国体に向けた体育センター改修事業の実施により増額となっています。この事業は、令和元～2年度の継続事業として実施しており、翌年度も支出を予定しています。

4 地方債（借金）の状況

第7図 地方債現在高の推移

（単位：千円）



「第3期上三川町財政適正化計画」に掲げているとおり、当町の方針としては新規の地方債発行を元利償還額以下とすることを目標にしており、上三川いきいきプラザを整備した平成19年度【9,769,519千円】をピークに、『地方債現在高』は毎年減少してきました。

しかし今年度は、平成26年度以来5年ぶりに臨時財政対策債を発行したことにより、地方債現在高の総額としては前年比増額となっています。

なお、臨時財政対策債を除いた現在高については、引き続き減少傾向となっています。

地方債残高を町民1人当たり換算すると、200,344円となります。

〔令和2(2020)年3月31日現在人口31,288人〕

ことばの意味

- ★臨時財政対策債・・・ 地方債は、原則として道路整備や学校整備等の建設事業のために発行されるものですが、臨時財政対策債は地方一般財源の不足に対処するため、建設事業以外の経費にも充てられる特例として発行される地方債です。地方公共団体の実際の借入れの有無にかかわらず、その元利償還金相当額を後年度基準財政需要額【19ページ参照】に算入することとされています。

第8表 地方債現在高の状況（目的別）

（単位：千円、％）

区 分	令和元(2019)年度				平成30(2018)年度	
	決算額 (a)	構成比	増減額 (a-b)	増減率	決算額 (a)	構成比
1 公共事業等債	186,483	3.0	31,166	20.1	155,317	2.5
2 公営住宅建設事業債	3,424	0.1	△ 1,712	△ 33.3	5,136	0.1
3 災害復旧事業債	16,874	0.3	6,423	61.5	10,451	0.2
4 (旧)緊急防災・減災事業債	92,785	1.5	△ 33,666	△ 26.6	126,451	2.0
5 全国防災事業債	185,374	3.0	△ 42,731	△ 18.7	228,105	3.7
6 学校教育施設等整備事業債	1,147,006	18.3	△ 125,316	△ 9.8	1,272,322	20.6
7 一般廃棄物処理事業債	57,607	0.9	32,037	125.3	25,570	0.4
8 一般補助施設整備等事業債	329,400	5.3	△ 78,473	△ 19.2	407,873	6.6
9 一般単独事業債	2,528,989	40.3	△ 39,075	△ 1.5	2,568,064	41.5
10 財源対策債	284,656	4.5	8,124	2.9	276,532	4.5
11 臨時財政特例債	0	0.0	0	0.0	0	0.0
12 減税補てん債	117,378	1.9	△ 26,952	△ 18.7	144,330	2.3
13 臨時税収補てん債	0	0.0	0	0.0	0	0.0
14 臨時財政対策債	1,283,090	20.5	323,221	33.7	959,869	15.5
15 県貸付金	35,300	0.6	32,700	0.0	2,600	0.0
合 計	6,268,366	100.0	85,746	1.4	6,182,620	100.0

※ 端数処理の関係で、表内の計が合わないことがあります。

令和元年度は、『臨時財政対策債』を新規に発行しました。

他に、町道整備や公園施設整備等のため『公共事業等債』、宇都宮市への新最終処分場建設費負担金のため『一般廃棄物処理事業債』、体育センター改修のため『一般単独事業債』及び『県貸付金』等を借り入れるなど、建設事業に充てるための町債を発行しました。

全体としては、新規借入額が償還完了額を上回っており、残高は増加しています。

第9表 地方債現在高の状況（借入先別）

（単位：千円、％）

区 分	令和元(2019)年度				平成30(2018)年度	
	決算額 (a)	構成比	増減額 (a-b)	増減率	決算額 (a)	構成比
1 政府資金	2,223,985	35.5	257,516	13.1	1,966,469	31.8
(1)財政融資資金	2,031,056	32.4	290,746	16.7	1,740,310	28.1
うち旧資金運用部資金	5,556	0.1	△ 10,102	△ 64.5	15,658	0.3
(2)旧郵政公社資金	192,929	3.1	△ 33,230	△ 14.7	226,159	3.7
うち旧郵便貯金資金	0	0.0	0	0.0	0	0.0
うち旧簡易生命保険資金	192,929	3.1	△ 33,230	△ 14.7	226,159	3.7
2 地方公共団体金融機構資金	1,050,184	16.8	△ 36,414	△ 3.4	1,086,598	17.6
3 市中銀行	2,542,188	40.6	△ 232,050	△ 8.4	2,774,238	44.9
4 その他の金融機関	365,759	5.8	70,894	24.0	294,865	4.8
5 共済等	50,950	0.8	△ 6,900	△ 11.9	57,850	0.9
6 その他	35,300	0.6	32,700	1,257.7	2,600	0.0
合 計	6,268,366	100.0	85,746	1.4	6,182,620	100.0

※ 端数処理の関係で、表内の計が合わないことがあります。

『財政融資資金』、『地方公共団体金融機構資金』、『市中銀行（民間の銀行）』、『共済等』及び、『その他』栃木県市町村振興協会から、新たに借り入れました。

5 債務負担行為の状況

「債務」とは、経費の支出義務のことです。

「債務負担行為」は、将来にわたる債務を負う契約を結ぶことをいいます。予算の内容の一部として、議会の議決によって設定されますが、歳出予算には含まれません。あくまで契約等で発生する債務の負担を設定する行為で、その時点でまだ歳出の予定が確定しているわけではないからです。

第10表 債務負担行為の状況

(単位：千円、%)

区 分	令和元(2019)年度			平成30(2018)年度	
	次年度以降 支出予定額 (a)	増減額 (a-b)	増減率	次年度以降 支出予定額 (a)	増減額 (a-b)
利子補給等に係るもの	14,291	1,335	10.3	12,956	△ 2,171
農林水産関係に係るもの	12,806	△ 150	△ 1.2	12,956	△ 2,171
商工関係に係るもの	1,485	0	0.0	0	0
住宅関係に係るもの	0	0	0.0	0	0
その他に係るもの	1,416,090	△ 205,174	△ 12.7	1,621,264	△ 539,819
合 計	1,430,381	△ 203,839	△ 12.5	1,634,220	△ 541,990

※ 端数

処理の関係で、表内の計が合わないことがあります。

「その他に係るもの」には、上三川いきいきプラザや図書館、各コミュニティセンターなど町施設の指定管理契約や、給食センター調理業務など、複数年度契約となるものの支出予定額が計上されています。契約満了の前年度には、新たな契約期間の支出予定額が加算されることになります。

ことばの意味

- ★利子補給・・・ 特定の融資を行った金融機関に対して、借入者の利子負担を軽減するため、その利子の一部に相当する金額を給付すること。当町では農業の発展のため、農業経営基盤の安定や農業者育成に係る資金の借入に対して、この制度を設けています。

6 積立金（貯金）の状況

第11表 積立基金現在高の状況

(単位：千円、%)

区 分	令和元(2019)年度				平成30(2018)年度	
	決算額 (a)	構成比	増減額 (a-b)	増減率	決算額 (a)	構成比
1 財政調整基金	2,950,755	56.6	△ 9,606	△ 0.3	2,960,361	57.6
2 減債基金	1,362,388	26.1	625	0.0	1,361,763	26.5
3 その他の特定目的基金	897,494	17.2	79,101	9.7	818,393	15.9
合 計	5,210,637	100.0	70,120	1.4	5,140,517	100.0

※ 端数処理の関係で、表内の計が合わないことがあります。

令和元年度においては、基金へ積み立てた額が取り崩した額を上回り、現在高が増加しました。

『財政調整基金』は、令和元年度は取崩し【10,218千円】を行いました。

『減債基金（町債管理基金）』は、令和元年度中の取崩しはありませんでした。

『その他の特定目的基金』では、公共施設等の計画的な整備、更新、改修、維持修繕、除却等に要する経費の財源に充てるための基金である「公共施設等総合管理基金」に積立て【100,000千円】を行いました。また、町社会福祉協議会事業費補助のために「社会福祉基金」【8,936千円】を、町営住宅維持改修事業のために町営住宅施設整備基金「【14,850千円】」を、学校設備の維持改修事業のために「義務教育施設整備基金」【983千円】を、それぞれ取り崩しました。

さらに新たな特定目的基金として、国から町に譲与される森林環境譲与税を財源に、森林整備及びその促進のための事業経費に充てるための基金である「森林環境譲与税基金」を設置しました。

その他、ふるさと納税のうち指定寄附分や、運用による利子分を、各基金に積み立てています。

基金残高を町民1人当たりに換算すると、166,538円となります。

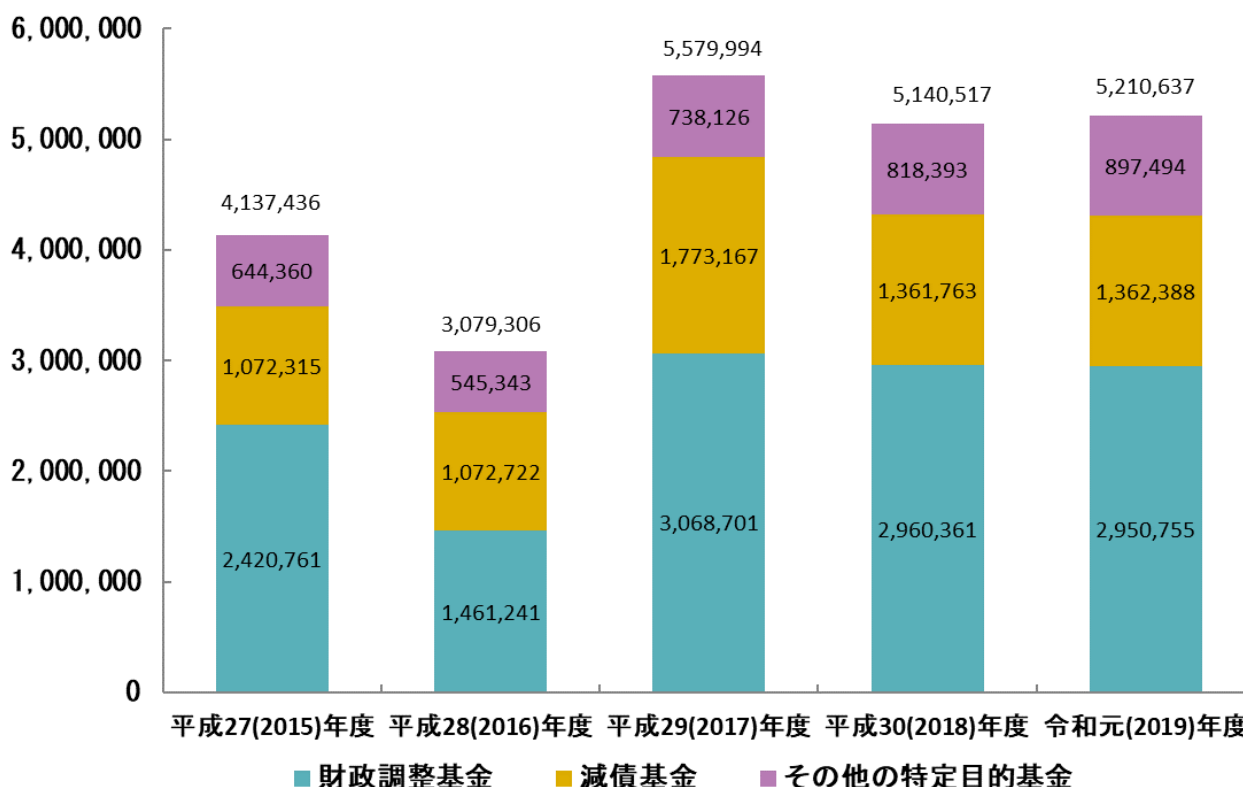
〔令和2(2020)年3月31日現在人口31,288人〕

ことばの意味

- ★財政調整基金・・・ 大幅な収入の減少や思わぬ支出に備え、計画的な財政運営を行うために、財源に余裕のあるときに積み立てておく貯金のことです。
- ★減債基金・・・ 公債費の償還を計画的に行う目的で積み立て、将来にわたり健全な財政運営を維持するための基金で、当町では町債管理基金という名称です。
- ★その他の特定目的基金・・・ 当町において該当するものは、町営住宅施設整備基金、義務教育施設整備基金、社会福祉基金、生涯学習センター整備基金及、公共施設等総合管理基金及び森林環境譲与税基金の計6つがあります（※令和元(2019)年度末現在）。

第8図 積立金残高の推移

(単位：千円)



『財政調整基金』は、後年度の臨時的事業の実施に備えるために、単年度の（平均的な）町税収入の1割（約6億円）以上を確保することに努めています。平成27年度及び平成29年度において町税の増収分を積み増したため、残高が大きくなっています。

『減債基金（町債管理基金）』については、平成23年度からは上三川いきいきプラザ整備事業の起債（借金）の償還費用等を取り崩してきましたが、平成29年度は町税の増収分を積み増しています。

『その他の特定目的基金』では、平成29年度に「公共施設等総合管理基金」を設置し、計画的な積立を行っていることから残高は増加しています。

予算上の歳入不足分は、『財政調整基金』や『減債基金（町債管理基金）』を取り崩すことで補填しているため、町税収入の増減が基金の総残高に大きく関与しています。

7 主な財政指標

(1) 標準財政規模

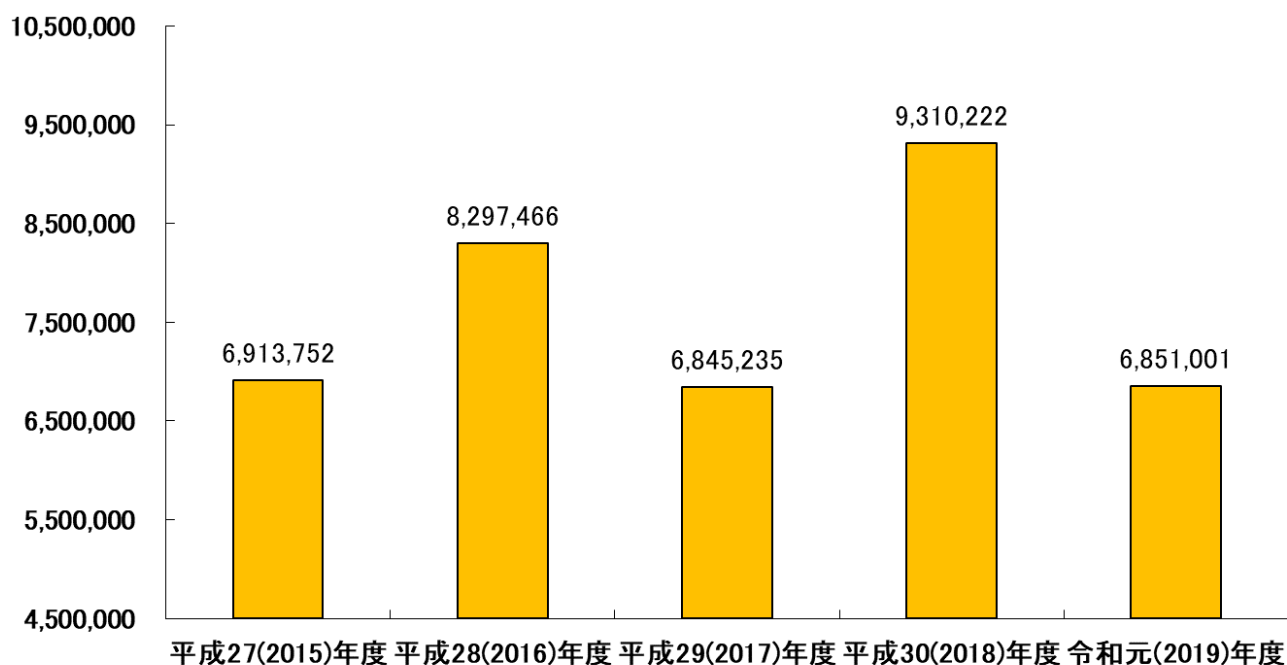
普通交付税を算定する上で算出されるその町の標準的な一般財源の収入見込額のことです。財政を分析する際などに、その町の財政能力とみなされています。

地方公共団体の財政規模を比較するにあたっては、国庫補助金や地方債などの特定財源が含まれているため、単純に比較するのが難しい状況です。そのため特定財源を控除し、地方税や普通交付税などの経常的に収入されるであろう一般財源の額で比較することが適当とされています。

当町では例年、68億円前後の数値で推移していますが、平成28年度及び平成30年度においては、それぞれの前年度である平成27年度及び平成29年度の町税収入が大きく増額となったため、標準財政規模も例年と比較して非常に大きな数値となっています。

第9図 標準財政規模の推移

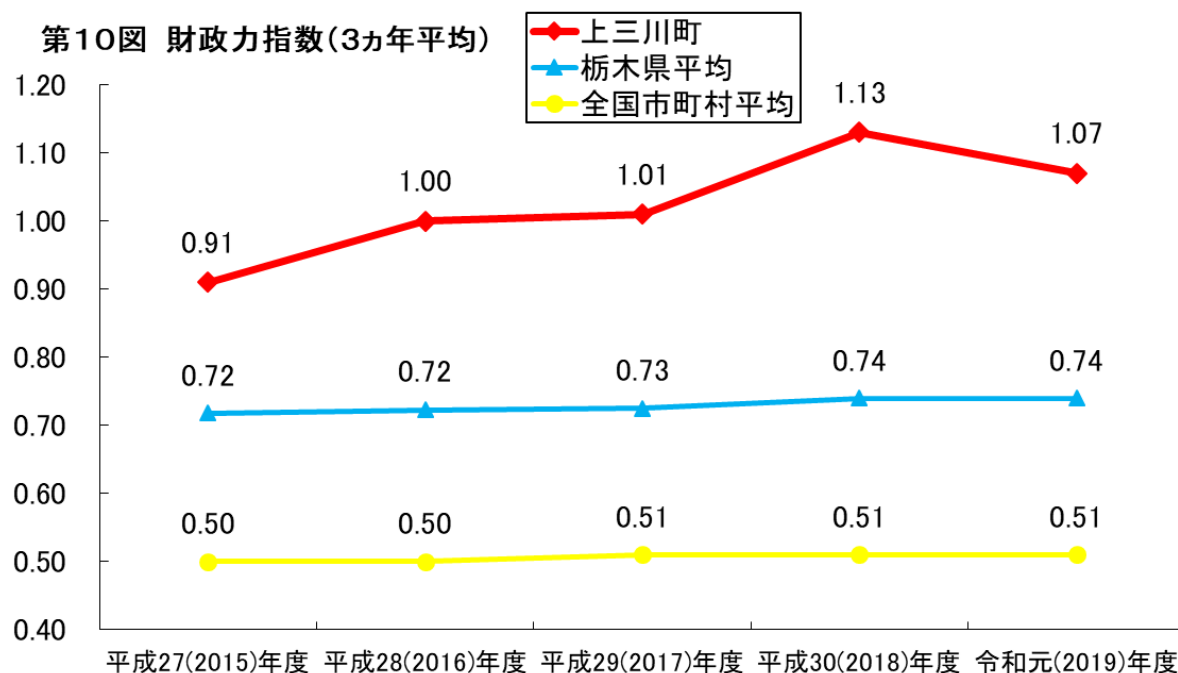
(単位:千円)



(2) 財政力指数

地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額を基準財政需要額で割った数値の過去3カ年間の平均値です。地方公共団体の財政力を示す指数として使われます。なお、単年度での財政力指数が『1.0』を超える場合、普通交付税の不交付団体となります。

標準財政規模【18 ページ参照】と同様に、平成27年度及び平成29年度の町税増収が、平成28年度以降の財政力指数を押し上げ、財政力指数が『1.0』を超える状況が続いています。



第12表 基準財政額の推移

(単位：千円)

	平成27(2015)年度	平成28(2016)年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
基準財政需要額	5,122,534	5,520,825	5,034,142	5,515,888	5,018,673
基準財政収入額	4,702,359	6,406,244	4,727,412	7,163,344	4,811,224
(3カ年平均) 財政力指数	0.913	0.996	1.006	1.133	1.065
(単年度) 財政力指数	0.918	1.160	0.939	1.299	0.959

ことばの意味

★基準財政需要額・・・各地方団体の財政需要を合理的に測定するために、地方交付税法の規定により算定した額とされています。標準的条件を備えた地方団体が合理的、かつ妥当な水準において地方行政を行う場合、又は標準的な施設を維持する場合に要する経費を基準に算定された額となります。

★基準財政収入額・・・各地方団体の財政力を合理的に測定するために、地方交付税法の規定により算定した額とされています。具体的には、町の標準的な税収入から一定割合により算定された額となります。

(3) 経常収支比率

町が自由に使える町税などの経常一般財源収入のうち、人件費や扶助費、公債費など避けられない必要な経費が占める割合のことです。数値が低いほど、独自の政策のために使えるお金が多いことを示すとされ、目安として、市町村では75%~80%程度が「適正」とされています。

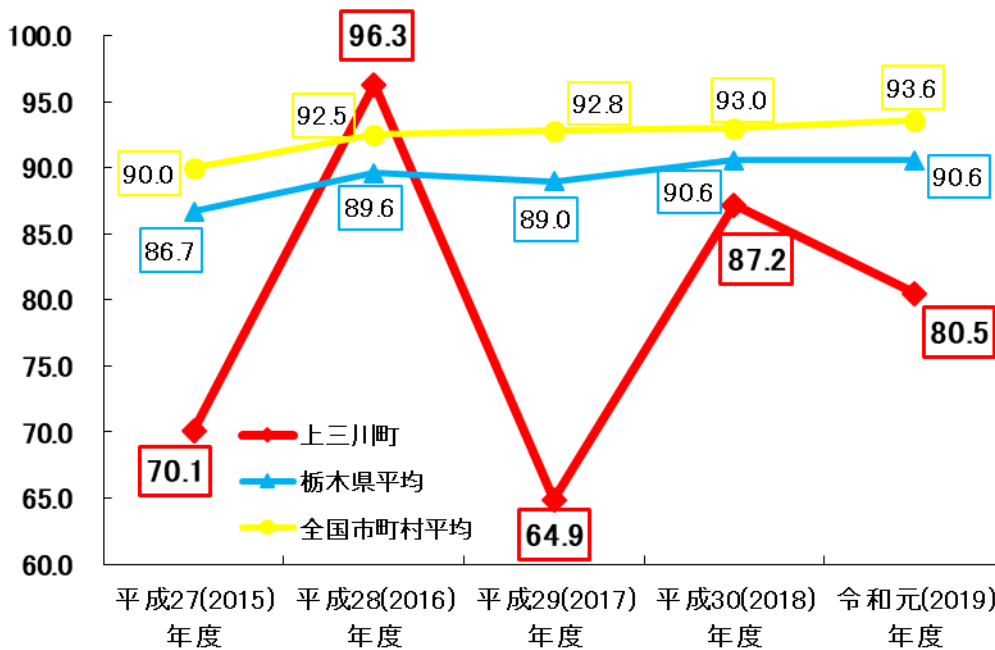
この5年で当町の経常収支比率は大きく変動していますが、歳出については若干の増傾向ではあるものの、指数と連動した動きはありません。主に歳入において、経常一般財源収入である町税収入や普通交付税の交付状況によって、経常的な財源が大きく増減しており、これが指数に大きな影響を与えています。

平成27年度及び平成29年度は、経常一般財源収入である町税収入増の影響を大きく受け、全体的に指数が引き下げられています。一方、平成28年度及び平成30年度は、普通交付税が不交付となったこと等により、経常一般財源収入額が極めて低くなっているため、経常収支比率は高い数値となりました。令和元年度は、町税収入は前年度に引き続き減少傾向となったものの、普通交付税が交付となったことで指数を少し下げました。

歳出において増傾向であるとした点について、『扶助費分』は保育の実施や医療費の助成、障がい者自立支援対策といった社会保障施策にかかる費用支出が年々増加傾向にあり、今後も上昇していくことが予想されます

第11図 経常収支比率の推移

(単位: %)



(単位: %)

区分/年度	平成27(2015)年度	平成28(2016)年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
経常収支比率	70.1	96.3	64.9	87.2	80.5
人件費分	16.9	22.3	14.8	20.3	19.4
扶助費分	7.2	10.4	6.9	10.1	10.0
公債費分	9.1	12.2	8.5	11.7	10.8

(4) 健全化判断比率等

地方公共団体の財政の健全化に関する法律において定められている、『実質赤字比率』、『連結実質赤字比率』、『実質公債費比率』及び『将来負担比率』の4つの財政指標の総称です。これらの指標は、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして定められています。

これらの4つの指標には、「早期健全化基準」、「財政再生基準」の2つの基準があり、この基準により「健全段階」「早期健全化段階」「財政再生段階」の3段階に区分されます。

また、水道事業、病院事業など公営企業を営んでいる地方公共団体には、これらの指標のほかに『資金不足比率』があります。

第13表 健全化判断比率等

《健全化判断比率》

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率 (3ヶ年平均)	将来負担比率
上三川町	—	—	5.1	—
早期健全化基準	14.10	19.10	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※ 「健全段階」に該当します。

《資金不足比率》

(単位：%)

	水道事業会計	下水道事業会計	農業集落排水事業 特別会計
上三川町	—	—	—
経営健全化基準	20.00		

※ 不足額が生じていないため、「健全段階」に該当します。

ことばの意味

- ★実質赤字比率・・・福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの。
- ★連結実質赤字比率・・・全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもの。
- ★実質公債費比率・・・借入金（地方債）の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、一般会計等で賄う、資金繰りの程度を示すもの。
- ★将来負担比率・・・地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの。
- ★資金不足比率・・・公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもの。